

秋田県環境審議会自然環境部会議事録

日時：令和4年12月13日（火）

13時00分～14時30分

会場：秋田県庁 7階 73会議室

●出席委員

青木部会長、梅津委員、香月委員、佐藤（磯）委員、名取委員、佐藤（寿）委員
（以上6名）

●オブザーバー

片野会長

●欠席委員

佐々木委員、佐藤（龍）委員、露崎委員

開会

<司会（加藤）>

それでは、ただ今から、秋田県環境審議会自然環境部会を開会いたします。
はじめに、自然保護課長の齋藤が挨拶を申し上げます。

<齋藤課長>

※挨拶省略

<司会（加藤）>

続きまして、青木部会長から御挨拶をお願いいたします。

<青木部会長>

※挨拶省略

<司会（加藤）>

それでは、次第3の議事に入ります。秋田県環境基本条例により、議長は部会長が務めることとなっておりますので、青木部会長に議長をお願いします。

<議長（青木部会長）>

それでは、議長を務めさせていただきます。はじめに、本日の出席委員の確認、議事録署名委員の指名を行います。自然環境部会の委員9名のうち、本日の出席委員は6名で過半数が出席しておりますので、部会は成立しております。

次に、議事録の署名委員を2名指名したいと思います。梅津委員と佐藤（磯）委員をお願いします。両委員には事務局より、後日郵送で議事録が送られますので、署名・押印をお願いします。

＜梅津委員・佐藤（磯）委員＞

承知しました。

＜議長（青木部会長）＞

それでは報告事項の３（１）秋田県立自然公園条例の改正案について、（２）の秋田県自然環境保全条例の改正案について、一括して説明いただきたいと思います。質疑については、事務局からの説明後に行いますのでよろしくお願いします。

では、事務局から説明願います。

＜事務局（石川）＞

秋田県立自然公園条例の改正案について、資料１～４により説明。

＜事務局（相場）＞

秋田県自然環境保全条例の改正案について、資料５～７により説明。

＜議長（青木部会長）＞

それでは、質問を受け付けたいと思います。何かございませんか。

＜香月委員＞

森林管理局から、自然体験活動に関する一般的なお願いです。今回の条例改正は自然公園法の改正を受けて、ということだと思います。森林管理局、森林管理署が実施者として森林体験に参加することがあります。自然体験活動に該当することがあり得ますのでよろしくお願いします。

＜齋藤課長＞

市町村、地元事業者が計画を作って取組を進めたいということがあれば、管理局、管理署にも声かけするように伝えたいと思います。

＜片野会長＞

自然の人為的な破損、損傷を監視するのはなかなか大変だと思います。今、地球温暖化で植生や生物が変化しています。それは、傷を与えられている状態とも言えるかもしれません。自然がどうして変化したのか監視していく必要があるのではないのでしょうか。どこかで監視しているのでしょうか。

＜事務局（石川）＞

自然公園内では自然公園管理員が一般的な管理を行っています。その中で、目に見える変化があれば聞き取りすることは可能ですが、現在そういったことはしていません。

<齋藤課長>

自然環境保全地域では、気になる事象が起こっている地域で調査を実施しています。例えば、令和3年度に八峰町の羽黒山自然環境保全地域で指定植物であるカラスザンショウの状況を調査しています。こういった調査を全体的にできれば良いのですが、予算が厳しいので、少しずつ調査しているという状況です。

<片野会長>

気になる事象は、どのようにつかんでいるのでしょうか。

<齋藤課長>

自然環境保全地域を巡視している自然環境保全推進員から情報をくみ取って、調査する必要があるかどうか判断しています。

<片野会長>

監視している方がいらっしゃるということですね。

<齋藤課長>

そうです。県立自然公園と自然環境保全地域にそれぞれ配置しています。

<議長（青木部会長）>

難しい問題です。おそらく監視員は人為的なものを監視するのが主です。地球温暖化のような緩慢な長期スパンにわたる変化を、県内の狭い範囲で兆候としてつかむのは難しいと思います。地球温暖化の兆候は、国レベルだと自然環境研究所あるいはモニタリングサイト1000で大きな流れをつかんでいきます。

人為なのか自然現象と捉えるのか、複合的と捉えるのかは難しいところです。例えば、シカやイノシシは地球温暖化で北上するのは自然の摂理ですが、それを促しているのが人為だとすると、それをどう捉えるのかという話になります。

条例レベルの話ではないと私は理解しています。

<名取委員>

条例改正に生物多様性を含むのは喜ばしいことだと思います。

パブリックコメントに寄せられた意見に対する回答について、遺伝子の異なるものを持ち込むことを奨励しているように誤解されないか懸念されます。制度上規制できないが重要なことであると伝わるような文章にしてほしいです。

<議長（青木部会長）>

私も同じことを言おうと思っていました。なお書きで「現在でも、植栽や種子の持ち込まないように指導しています」と記載してはいかがでしょうか。

<佐藤（磯）委員>

これは、違う品種を持ち込むということなののでしょうか。それとも、同じ品種でも産地の違うものを持ち込むということなのでしょうか。

<事務局（相場）>

違う品種を持ち込むのもそうですし、同じ品種であっても他の地域から持ち込むのは良くありません。

<佐藤（磯）委員>

持ち込まれた前例はあるのでしょうか。

<齋藤課長>

今回の改正は、自然公園も自然環境保全地域も特別地区に関しては、本来の生息地でないものを持ち込んではいけませんというのは規定として設けています。パブリックコメントの意見で頂戴したのは、遺伝子レベルで違うものを持ち込まないでほしいという内容でした。法の範囲においてしか規制できないため、こういった回答となりました。遺伝子レベルで違うものを外形的に判断し、同定するというのは技術的に難しいと思います。そのため、遺伝子レベルで違うものを持ち込んだ例があるかはわかりません。

<議長（青木部会長）>

例えば、工事の際にブナを植えなさいという条件を付けた場合でも、太平洋側のブナを持ち込まれる事例はまます。

森吉の自然再生事業では、そのブナやナラの種子から養成した苗木を植えるようにしています。白神の植栽事業も地元の種子を使っています。ただし、厳密に言えば種一つ一つ遺伝子が違うので、そこまでは私は求めていると思います。生態系に配慮しなければならない事業においては、私が関与しているところでは、このような方針を取っています。

秋田県に植えたスギも太平洋側のスギですね。

<香月委員>

秋田県は、太平洋側のスギを植えていないです。秋田県は、秋田県の種しか使っていないです。

<議長（青木部会長）>

失礼しました。

<名取委員>

産地がすごく離れたところから持ち込まれないように注意するということですね。

<齋藤課長>

なるべく地元、なるべく国内ということをお願いはしているので、そういったところ

をなお書きしたいと思います。

<議長（青木部会長）>

私が直面した事例では、同じ山の標高が違うところから持ってくるのは遺伝子かく乱だと反対されたことがあります。

<齋藤課長>

林業や農業の生業に配慮しなければならないということが対応を難しくしています。

<議長（青木部会長）>

知事が指定する地域というのは、極めて限定的な範囲になるということですよね。

<齋藤課長>

遺伝子のかく乱防止は、場所を限定、種を限定ということになれば、技術的に対応できるかもしれません。

<梅津委員>

特別地域に本来の生育地でない植物あるいは動物という部分で、知事の指定するものをこれからつくるのでしょうか。

<事務局（石川）>

自然公園条例では指定はないですし、指定する予定也没有ありません。

<議長（青木部会長）>

現実的には、特別保護地区の中の特殊な環境に限定して指定されると理解しています。

<梅津委員>

条例そのもので指定するのではなく、別で指定することになるのでしょうか。

<齋藤課長>

そのようになります。

<議長（青木部会長）>

他にございますか。

無いようですので、報告事項について質疑を終了したいと思います。

以後は、事務局に進行を移しますのでよろしくお願いいたします。

<司会（加藤）>

事務局からの連絡事項也没有ありませんので、これを持ちまして、本日の自然環境部会を終了します。お疲れ様でした。

閉会

議 長 青 木 満

議事録署名委員 梅 津 一 史 印

議事録署名委員 佐 藤 磯 男 印